

誓約書兼同意書

宇治市長 松村 淳子 あて

排出者 住所
氏名
電話番号
(自筆のみ)

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とする。）等法令の定めに従って、家庭から排出する廃棄物（家庭系一般廃棄物）を自ら城南衛生管理組合の処理施設へ搬入するにあたり、下記について誓約及び同意します。

記

1. 処理施設へ搬入する家庭系一般廃棄物は、すべて宇治市内にある私の所有物であることを、誓約します。
2. 市の申請窓口で、本人と証明するため、公的機関が発行した私の写真付身分証明書を提示することに同意します。
3. 廃棄物リストと車両に積載された廃棄物を確認する場合、市職員の指示に従い、車両からの積み下ろし作業を行います。
4. 虚偽の申請、又は車両への危険な積載状況等があった場合、搬入が認められないことに異議はありません。
5. 搬入に際し、道路交通法並びに道路運送車両法等法令を遵守し、車両の安全運転に努めます。

以上

(留意点)

1. 宇治市内にある一般廃棄物のみ搬入することができます。
2. 宇治市の規定に基づき、適切なごみの分別を行うとともに、城南衛生管理組合が指定する搬入禁止物は、搬入することができません。お持ち帰りいただきます。
3. 廃棄物処理法第七条第一項の規定に、「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」とされております。なお、業として宇治市内の一般廃棄物の収集及び運搬を行うことができるのは、宇治市に許可を受けた宇治市一般廃棄物収集運搬業許可業者のみです。
4. 廃棄物処理法第二十五条には、許可を受けずに一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。と定められております。

【令和2年2月宇治市まち美化推進課指定様式】